

# 桜田中学校生徒会役員選挙規定

## 第一章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員は、各学級より男女を問わず1名選出し、選挙管理委員会を構成する。任期一年。互選により、選挙管理委員長を選ぶ。委員長は委員会を統轄、運営にあたる。

第2条 選挙管理委員会は次の仕事をする。

1. 選挙公示（選挙期間、立候補届出期間、立候補者の資格、立候補手続き、選挙の種別。）
2. 立候補の受付とその発表。
3. 候補者の資格審査。
4. 立会演説等の管理、運営。
5. 選挙の投票、管理、開票。
6. 当選の確認とその発表。
7. その他役員選挙に必要な事項。

## 第二章 立候補者及びその届出

第3条 桜田中学校の生徒なら、だれでも立候補できる。

第4条 立候補者は、定められた期間内に、管理委員会指定の用紙で、所定事項記入の上届け出る。

第5条 立候補者が定められた期間内に定員に充たないときは、管理委員会は、その期間を延長し再公示しなければならない。

第6条 立候補届は、直接本人が定められた期間内に届けなければならない。

## 第三章 選挙運動

第7条 選挙前に1回以上立会演説会を行う。

第8条 個人演説会は選挙管理委員長の許可があれば、立候補届け日より選挙前日までとする。

第9条 選挙ポスターは、必ず管理委員会の規定の用紙を用い委員会の指定する場所に掲示しなければならない。

## 第四章 投票及び開票

第10条 当選者は、有効投票の最多数を得たものとする。得票数同数の場合は、再度投票して決定する。

第11条 無効投票は、次の場合とする。

1. 定められた用紙以外を使用したもの。
2. 定められた数を超えて記載したもの。
3. 定められた印以外を記入したもの。

## 第五章 補 則

第12条 候補者が定員と同数の場合は、無投票当選とする。

第13条 役員に欠員が生じ余す任期が二ヵ月以上ある場合は、補欠選挙を行う。  
方法は定期選挙に準ずる。

第14条 選挙管理委員は立候補することができない。ただし、公示前に、管理委員をやめれば立候補できる。

第15条 選挙管理委員がやめた場合その時点で学級で選出する。